

入 札 説 明 書

福岡県農林業総合試験場豊前分場が委託する除草等管理業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、令和6年5月8日（水曜日）午後5時までに書面（FAX可）により、下記5に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和6年4月22日（月）

2 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

福岡県農林業総合試験場豊前分場除草等管理業務委託

(2) 契約内容及び特質等

別添仕様書及び図面等のとおり

(3) 委託業務の履行場所

福岡県行橋市西泉2丁目、泉中央3丁目、南泉1丁目
（福岡県農林業総合試験場豊前分場敷地内）

(4) 委託業務履行期間

契約締結の日から令和7年3月26日まで

3 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

次の（1）又は（2）の資格を有すること。

(1) 「造園工事」について「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（令和5年12月26日福岡県告示第805号）に定める資格を得ている者（建設工事競争入札参加資格者名簿登載者）

(2) 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月16日福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品・サービス関係）登載者）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

次の条件を満たすこと。

- (1) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日62管行第40号の2総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者。

なお、指名停止期間中でない者とは、入札参加申込み受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていない者をいう。

- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者。

なお、指名停止期間中でない者とは、入札参加申込み受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていない者をいう。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。

- (4) 次のア又はイのいずれかの条件を満たすこと。

ア 「造園工事」について、建設工事競争入札参加資格者名簿登載者のうち格付けがA又はBであること。

イ 競争入札参加資格者名簿（物品・サービス関係）登載者について、業種品目区分が大分類「サービス業その他」、中分類「その他」であり、明細情報に「森林整備工事」、「除草作業」、「除草」、「下刈」、「草刈」等、除草業務と同種の業務内容が登録されている者。格付けは、AA、A、Bのいずれでも可。

- (5) 本店を行橋市、豊前市、京都郡、築上郡に有すること。

- (6) 落札者は契約の締結に当たって、業務委託契約書第18条（暴力団排除条項）第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請人としなないこと等について誓約する誓約書の提出をすること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

5 当該業務委託に関する事務を担当する部署の名称

福岡県農林業総合試験場豊前分場

〒824-0038 福岡県行橋市西泉2-4-1

電話番号 0930-23-0163 FAX 0930-25-4143

6 現地説明会

- (1) 日時 令和6年4月25日（木曜日） 午前10時00分から

- (2) 場所 福岡県農林業総合試験場豊前分場（本館棟2階会議室及び敷地内農場）

7 入札参加申込み

(1) 提出書類

別紙「入札参加申請書」

(2) 提出期限

令和6年5月7日(火)午後5時00分

(3) 提出場所

5の部署とする。

(4) 提出方法

直接持参又は郵送すること。

郵送の場合は、書留郵便により提出期限内に必着のこと。

(5) その他

ア 入札参加の申込みをしない者は、入札に参加できない。

イ 提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出書類は、本県において無断で他の目的に使用しないものとする。

エ 提出書類は、返却しない。

8 入札参加確認通知

入札の参加の可否は、令和6年5月10日(金)までに通知する。

9 仕様等に関する質問及び回答

(1) 質問書の受付

業務委託の仕様等に関する質問は、必ず書面(FAX可)にて令和6年5月8日(水)午後5時00分までに、5の部署に提出すること。なお、簡易な質問はこの限りでない。(FAXで質問書を提出する際は電話で連絡をすること。)

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和6年5月10日(金)までにFAXにて行う。

10 入札

(1) 日時

令和6年5月15日(水)午前13時30分

(2) 場所

福岡県行橋市西泉2-4-1

福岡県農林業総合試験場豊前分場 本館棟2階会議室

(3) 入札方法

ア 入札書(別紙様式)は、入札者又はその代理人が直接持参すること。

イ 代理人が入札に参加するときは、委任状（別紙様式）を提出し、入札書には、会社名及び代表者名と代理人の氏名を併記すること。（押印不要）

（４）入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税の課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する額を入札書に記載すること。

（５）その他

ア 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について二重線で訂正すること。（入札書に押印がある場合は、当該訂正部分に訂正印が必要。）

イ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

ウ 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又は取りやめることができる。

１１ 開札

（１）開札は、入札終了後、直ちに１０の（２）の場所において行う。

（２）開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第１６７条の８第４項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は、直ちにその場で行う。

また、再度の入札を行う場合において、１４に規定する無効入札をした者は、これに加わることができない。

（３）再度の入札を行っても落札者がいない場合は、再度の入札で有効な最低価格の入札書を提出した者と随意契約を行うことがある。

１２ 入札保証金

（１）入札保証金の納付

令和６年５月１５日（水曜日）午後１時００分から午後１時３０分

見積金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の１００分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保を、納付又は提供すること。

（２）入札保証金の減免

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の１００分の５以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模（見積金額の2割に相当する金額より高い金額）の契約を2件以上履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書、様式あり）を提出する場合。

福岡県県土整備部や農林水産部等で制度運用されている完成承認通知書等がある場合はその提示（写しを受領する）でも可。

1.3 契約保証金

(1) 契約保証金の納付

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(2) 契約保証金の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上を保険金額とし、契約締結の日から令和7年3月26日までを保険期間とするもの。）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模（契約金額の2割に相当する金額より高い金額）の契約を2件以上履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

福岡県県土整備部や農林水産部等で制度運用されている完成承認通知書等がある場合はその提示（写しを受領する）でも可。

1.4 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が1.2に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加の資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 最低制限価格

なし

16 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

17 契約書作成の要否

要

なお、契約条項を示す場所は、5の部署とする。

18 その他

入札に参加する者は、参加に当たって知りえた個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。